

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 13 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800362 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800063 号

## 第 1 結論

平成元年 7 月から平成 3 年 7 月までの請求期間及び平成 10 年 3 月から平成 12 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 7 月から平成 3 年 7 月まで  
② 平成 10 年 3 月から平成 12 年 1 月まで

厚生年金保険の空いた期間を埋めるために、私の妻が A 市役所で請求期間①及び②の国民年金保険料を遡ってまとめて一回で納付した。

国の記録では、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が請求期間①及び②の国民年金保険料を遡ってまとめて一回で納付した旨主張しているが、保険料を納付したとする請求者の妻は、納付時期及び納付額を覚えていない旨陳述している。

国民年金保険料を遡って納付する場合、i) 国民年金保険料の徴収権は納期限から 2 年を経過すると時効により消滅するとされていることから、通常は 2 年以上遡って保険料を納付することはできないこと、ii) 時効により徴収権が消滅している期間の保険料納付を特例により認める制度が、過去 3 回、期間を限定して実施されているが、昭和 55 年 7 月以降は実施されていないこと、iii) 保険料を遡って納付できる期間を 2 年から 10 年に延長する後納制度が平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの期間に、また、2 年から 5 年に延長する後納制度が同年 10 月から平成 30 年 9 月までの期間に、それぞれ実施されたが、いずれの実施期間においても、請求期間①及び②は、保険料を納付できる期間ではなかったことから、制度上、請求期間①及び②の保険料を遡ってまとめて一回で納付することはできない。

また、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金の被保険者資格を取得した上で、国民年金保険料の納付書の交付を受けなくてはならないが、請求者及び請求者の妻は、当該手続きを行った覚えはない旨陳述

しており、オンライン記録においても、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされていることから、請求者に対して納付書が発行されることはなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。